

資本の状況（単体）

■ 資本金及び発行済株式総数

（単位：株、百万円）

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	332,869.96	7,260,979.49	—	1,247,650	—	1,247,762	優先株式の普通株式への転換による第一種優先株式32,000株減少、第三種優先株式105,000株減少、第13回第四種優先株式7,912株減少、普通株式477,781.96株増加
平成17年3月29日	70,001	7,330,980.49	105,001	1,352,651	105,001	1,352,764	有償第三者割当 第1回第六種優先株式 70,001株 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	922,593.28	8,253,573.77	—	1,352,651	—	1,352,764	優先株式の普通株式への転換による第13回第四種優先株式107,087株減少、普通株式1,029,680.28株増加
平成18年1月31日	80,000	8,333,573.77	45,220	1,397,871	45,220	1,397,984	有償一般募集 普通株式 80,000株 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
平成18年2月28日	40,700	8,374,273.77	23,005	1,420,877	23,005	1,420,989	有償第三者割当 普通株式 40,700株 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
平成18年5月17日	△68,000	8,306,273.77	—	1,420,877	—	1,420,989	優先株式の取得及び消却による第一種優先株式35,000株減少、第二種優先株式33,000株減少
平成18年8月11日	—	8,306,273.77	—	1,420,877	△1,000,000	420,989	会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替え
平成18年9月1日	249,015	8,555,288.77	—	1,420,877	221,365	642,355	SMBCフレンド証券株式会社の完全子会社化に係る株式交換による普通株式の増加（交換比率1：0.0008）
平成18年9月6日	△67,000	8,488,288.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第二種優先株式67,000株減少
平成18年9月29日	△439,534	8,048,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式500,000株減少、第三種優先株式に係る取得請求権の行使による普通株式60,466株増加
平成18年10月11日	△195,000	7,853,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式195,000株減少
平成20年4月30日	157,151	8,010,905.77	—	1,420,877	—	642,355	第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式に係る取得請求権の行使による普通株式157,151株増加
平成20年5月16日	△16,700	7,994,205.77	—	1,420,877	—	642,355	第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式消却による第四種優先株式16,700株減少
平成21年1月4日	781,189,672.23	789,183,878	—	1,420,877	—	642,355	普通株式1株につき100株の株式分割の実施による普通株式781,189,672.23株増加

（注）平成21年6月22日付で募集による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が219,700,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ413,695百万円増加いたしました。

■株式の総数等

発行済株式の内容（平成21年3月31日現在）

普通株式	789,080,477株
第1回第四種優先株式	4,175株
第2回第四種優先株式	4,175株
第3回第四種優先株式	4,175株
第4回第四種優先株式	4,175株
第9回第四種優先株式	4,175株
第10回第四種優先株式	4,175株
第11回第四種優先株式	4,175株
第12回第四種優先株式	4,175株
第1回第六種優先株式	70,001株
計	789,183,878株

上場金融商品取引所名 東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）

■所有者別状況

①普通株式

区分	株主数	所有株式数	割合
政府及び地方公共団体	7人	4,887単元	0.06%
金融機関	404	2,840,389	36.10
金融商品取引業者	87	89,465	1.14
その他の法人	7,586	1,418,712	18.03
外国法人等（個人以外）	992	2,601,110	33.05
外国法人等（個人）	66	263	0.00
個人その他	208,691	914,621	11.62
計	217,833	7,869,447	100.00
単元未満株式の状況	—	2,135,777株	—

(注) 1. 自己株式3,688,418株は「個人その他」に36,884単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。
2. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、237単元含まれております。
3. 1単元の株式数は100株であります。

②第1回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑦第10回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

③第2回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑧第11回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

④第3回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑨第12回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑤第4回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑩第1回第六種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
金融機関	4人	70,001株	100.00%
計	4	70,001	100.00

⑥第9回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

■大株主

①普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	60,645,100株	7.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	50,694,100	6.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	42,597,400	5.39
日本生命保険相互会社	15,466,682	1.96
株式会社三井住友銀行	13,340,000	1.69
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	9,571,835	1.21
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	9,091,200	1.15
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	8,359,500	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口)	7,700,000	0.97
住友生命保険相互会社	7,140,000	0.90
計	224,605,817	28.46

②第1回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

③第2回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

④第3回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑤第4回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑥第9回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑦第10回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑧第11回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑨第12回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑩第1回第六種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
住友生命保険相互会社	23,334株	33.33%
日本生命保険相互会社	20,000	28.57
三井生命保険株式会社	16,667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	10,000	14.29
計	70,001	100.00

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。
2. アライアンス・バーンスタイン・エル・ビーから平成20年9月19日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成20年9月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、変更報告書の内容は次のとおりであり、保有株券等の数は、平成21年1月4日付で実施した株式分割勘案前の株式数であります。

株主名	所有株式数	持株比率
アライアンス・バーンスタイン・ エル・ビー (他共同保有者2名)	336,354株 (共同保有者分を含む。)	4.26%

■新株予約権等の状況

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	平成21年3月31日現在
新株予約権の数	1,081個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 6,698円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,698円 資本組入額 3,349円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。
2. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

■ストック・オプション制度の内容

株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行していましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会（普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。）において、承認可決されました。当該制度の内容は、次のとおりであります。

	平成14年6月27日
決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役職員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 決議年月日は、株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。
2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。
3. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

■最近5年間の事業年度別最高・最低株価

(単位：円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
最高株価	854,000	1,370,000	1,390,000	1,210,000	9,640
最低株価	599,000	659,000	1,010,000	633,000	2,585

- (注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2. 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。平成20年度の最高・最低株価は、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の株価を記載しております。
 3. 各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されていません。

■最近6カ月間の月別最高・最低株価

(単位：円)

区分	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月
最高株価	6,720	4,610	4,110	4,250	3,770	4,070
最低株価	3,150	2,685	2,926	3,050	2,735	2,585

- (注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2. 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。上記の最高・最低株価は、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の株価を記載しております。
 3. 各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されていません。